

電子政府・電子自治体

1. 主な事業内容

当協会では、わが国経済社会全体の情報化の起爆剤として期待される公共分野の情報化を支える、各種の基盤技術開発を積極的に推進しています。

ここ数年は、政府が推進している「e-Japan計画」の一環として経済産業省が推進している汎用電子申請システム（ITEM2000）の開発に取り組み、平成13年度から専用アプリケーション版の実稼働を始め、平成16年度からはWebブラウザ版システムの運用を開始しました。

1. 電子政府・電子自治体を支える基盤技術の開発

(1) 電子公証システムの構築 / 実証実験

電子公証システムは、証明行為をネットワーク上の公正な第三者機関によって行うための社会システム / 情報システムです。電子商取引における証明機能を実現するわが国で初めての電子公証システムの構築と、公共および民間分野の業務を対象とした実証実験を行いました。

(2) 原本性保証電子保存システムの開発

各省庁は、今まで紙保存が義務付けられている書類の電子化の検討を進めています。当協会では、原本性保証電子保存システム（ICカードをモデルとした原本性を保証するセキュアな電子保存システム）を開発し、紙媒体を電子化しても改ざんなどの問題がないことを社会的に認知するための技術開発を行いました。

(3) セキュア情報交換システムの開発

申請・届出等手順のオンライン化は、自治体・都道府県システム等の接続が検討されています。これ

により外部からの不正侵入、ネットワークを通じたデータ漏洩等が懸念されます。当協会ではストア・リトリブ型のデータ交換により論理的にネットワークを遮断し、外部と内部を安心して接続できるセキュア情報交換システムを開発しました。

2. 汎用電子申請システム開発

本事業は、「インターネットによる汎用電子申請システム」の成果を、政府のアクションプランに沿って経済産業省内で行う共通的な申請・届出等手続き業務に適用し、より汎用性の高いシステムに高度化するとともに、政府認証基盤（GPKI）に対応した技術開発を行っています。

また、申請書の文書形式として採用したXMLに関し、今後、重要になると予想されるタグの標準化などを「電子申請用XML様式の設計ガイドライン」ととりまとめ、公開しています。

さらに、アクションプランの前倒し、対象手続きの増加等に対応する目的で「手続きデータベース」の構築を行い、法令調査を含めた数千手続きの様式電子化作業の効率化を図っています。

3. 経済産業省の汎用電子申請システム（ITEM 2000）開発事業

従来から開発してきたインターネットを活用した汎用電子申請システムをベースに、段階的に高度化および機能追加を行っています。成果の一つとして、経済産業省の汎用電子申請システム（ITEM2000：Information Technology Environment for METI since 2000）の実現（現在運用中）に取り組みました。

4. 官民連携起業手続一元化事業（官民ポータル）

電子政府を実現するための根幹となる電子申請に

電子政府・電子自治体事業年表

平成/年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	備考
1.電子政治・自治体	←										→	
				(電子政府・電子自治体構築に向けた基礎技術の開発)								
2.電子申請				←							→	
				(汎用電子申請システム、経済産業省ITEM2000の開発)								
3.EA(業務・システム最適化計画)策定								←			→	
								(参照モデルの作成、各府県へ適用、研修の実施)				
4.官民連携ポータル								←			→	
								(大阪市での実証実験)				

については、一つの手続を完結ために官民の様々な機関が関与することから、これらの電子申請・申込システムを連携することによって、利用者の利便性、行政サービスの向上を図ることが求められています。本事業においては、会社設立に必要な公的な申請から、関連する民間機関への申込手続を一体的に行える「会社設立ポータル」によって官民連携電子手続一元化サービスを提供し、本格的な電子化における問題点を明らかにするために研究開発及び実証試験（大阪中心）を行いました。

5. 高度な電子政府システム構築のための政府調達改革事業（ITアソシエイツ）

今までの活動で、全府省向けモデルとなり得るエンタープライズ・アーキテクチャ（EA）の策定

や全府省へ横断的活用が可能なリファレンスモデルの作成を行いました。引き続き、高度な電子政府システム構築のため、EAやそのリファレンスモデルを具体的な業務システムへ適用し、それぞれのシステムの最適化を推進しています。

6. 業務・システム最適化計画等事業

EA（業務・システム最適化計画）手法の電子政府への導入に関わる各種事業を引き続き実施すると共に、文書保存などの共通基礎的技術の調査・開発を実施し、電子政府・電子自治体構築に寄与しています。

当協会では、EA手法の普及促進を図るため、経済産業省及び総務省と協力し、「業務・システム最適化計画」策定研修を実施中です。

2. プロジェクト事例

- (1) 電子公証システムによるオープンマーケット等創出のための実証実験
- (2) 原本性保証電子保存システムの開発
- (3) 経済産業省汎用電子申請システム（ITEM 2000）における最近の動向

- (4) 官民連携手続き一元化事業
- (5) GPP方式による手続き一元化への取り組みについて
- (6) 「業務・システム最適化計画」策定研修の実施

電子公証システムによるオープンマーケット等創出のための実証実験

（出典：めでいあ44号 1997.7）

1. 背景

インターネットを初めとするオープンなネットワークの普及によって、電子ネットワークを活用したシステムにおける新しいビジネスの実現が試みられている。そこでは、電子商取引など金銭や権利保護を必要とする電子情報に対して、特に堅牢で信頼性の高い電子ネットワークの実現が急務となっている。それに伴って、重要性の高い文書の伝送がネットワーク上で盛んに行われるようになってきた。そこでは、何らかの証明が公正な第三者機関で行われることが期待されている。

2. 目的

電子公証システムとは、「公正な第三者機関等によ

って運営される電子情報の管理システムであり、複数または単独の利用者が登録した文書などの電子情報を、その内容が改竄・削除・追加される等のおそれのない保存方法、運用などで一定期間保存し、利用者によるその内容の明示を求められたときに、その事実があったことを証明する社会システム／情報システム」である。当実証実験では、それをを用いることによる安全で信頼が置けるネットワークの実現と、この環境上での新たなオープンマーケットなどの創出についての実証実験を行い、電子商取引の推進に寄与する。

3. プロジェクトの内容

3.1 電子公証システムの開発

(1) セキュアメールによる実現

インターネットなどのオープンなネットワーク上で、安全で信頼が置ける電子データの伝送を実現するために、暗号化されたセキュアな電子メール（PEM、S/MIMEなど）を用いて、電子公証システムを実現する。

(2) 電子公証システムの機能

・登録機能

新たに、文書の登録を受け付ける機能である。これにより、公証番号を取得することが出来る。また、登録時に登録情報の参照を許可する利用者IDを添付することにより、登録者以外の参照を許可することもできる。

・配達機能

電子公証センタに電文の登録を行うと共に、1人または複数人に宛て、登録文書の配達を行う。

・追加登録機能

既に登録した文書に、更新版の登録を行う。この機能を使い、文書の履歴管理を行うことが出来る。

・文書・履歴照会機能

登録されている文書およびアクセス履歴の照会に対応する。

・開封確認機能

発信者は、受信者が電文の開封を行ったことを確認することができる。

・受取受諾機能

発信者は、受信者が送信電文の受取りを受諾したことを確認することができる。

・調印機能

登録済みの文書に対して、内容に同意する電子印鑑を捺印する。

・印鑑発行機能

電子印鑑を新たに発行する。

・印鑑紛失受付機能

紛失した電子印鑑に対して以降の利用者IDを無効とする。

・印鑑発行機能

電子印鑑を紛失した場合、新たな印鑑を発行する。

3.2 各種業務における電子公証システムの有効性の実証実験

(1) オンライン受験申請受付業務における電子公証システムの検証

情報処理技術者試験およびパーソナルコンピュータ利用技術認定試験の受験申請受付業務において、申請受付確認、キャンセル確認、申請内容の変更・訂正および公証登録証明書発行について電子公証システムの有効性を検証する。

(2) 行政書士文書届出業務における電子公証システムの検証

行政の情報化が進む中、民間との情報化の接点となる届出の電子化を試みる。民間の情報化は、インターネットなどのオープンなネットワークの普及は進んでいるものの、各個人が行政庁への届出を行う機会は少ない。そこで申請代理人である行政書士会の協力を得て、申請代理人から行政庁への申請情報のデジタル化の実証実験を行う。

(3) 街頭端末による無店舗販売業務における電子公証システムの検証

書店やコンビニエンス・ストア等に設置する街頭無店舗端末での販売において消費者を保護するために、その商取引があったことを公証する。特に、ここで使用する街頭無店舗端末では現金で発注出来るため、消費者保護の観点からその重要性を検証する。

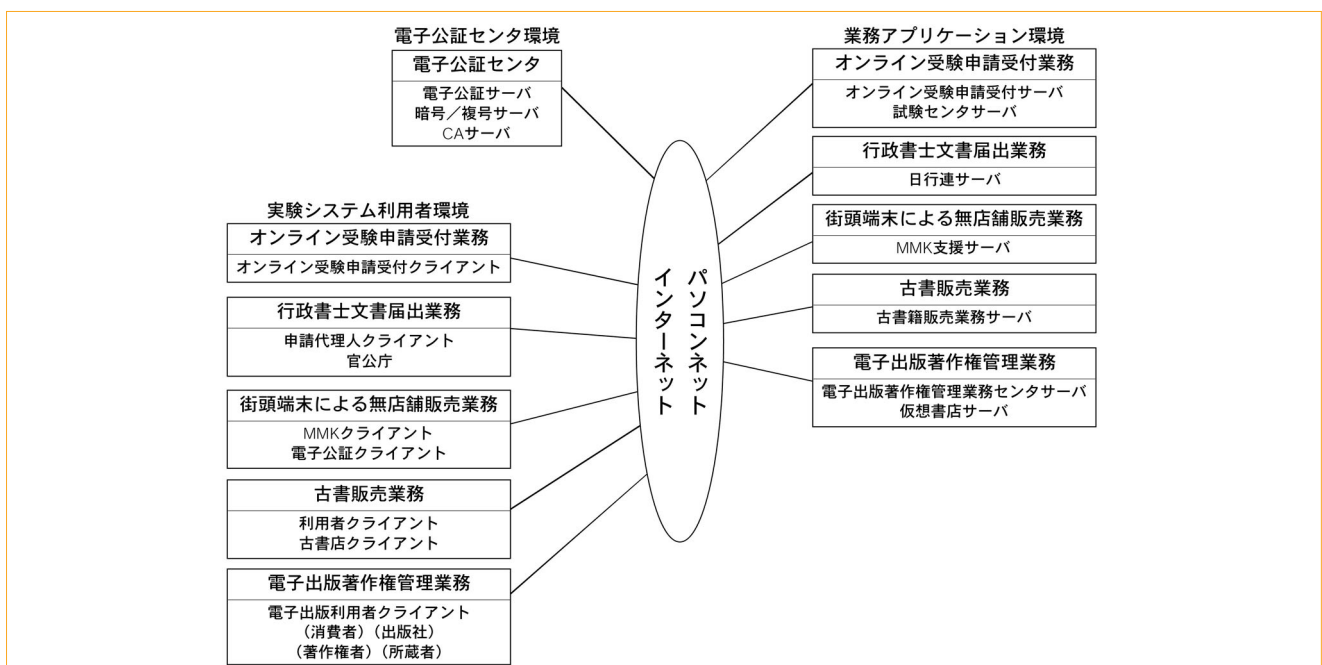


図1 実験環境の全体構成図

(4) 古書籍販売業務における電子公証システムの検証

古書籍販売業務推進に必要な「会員管理業務」、「受発注業務」、「機密文書管理業務」を既に神田古書店連盟会で運営している古書販売モールに機能追加して実証実験を行う。

(5) 電子出版における著作権管理業務における電子公証システムの検証

電子出版事業において、著作権などの権利保護を重要な課題と捉え、関連する権利である、所蔵権、使用権につき電子公証システムの有用性を検証する。また、電子著作物販売業務についても電子公証システムの有用性を検証する。

(6) 電子公証システム利用の料金および課金方式の検証

電子公証センタの設備および運用費からコストを算出する。各アプリケーションが電子公証セン


タに支払える利用料を算出する。これにより、電子公証センタの料金体系および課金方式のあり方を検証する。

4. 活動状況

電子公証システムの役割・機能などについては、当協会が事務局を務める電子ネットワーク協議会において平成6年頃から検討を進めてきており、通商産業省「エレクトロニック・コマース推進事業」への応募、採択の段階を経て、具体的な機能、方式およびハードウェア構成などを確定し、開発を進めている。

当協会に設置された電子公証センタは、機能テストを終了し、テスト運用の段階にある。電子公証センタを用いる3.2で述べた業務については、電子公証センタとの接続テストを含めて近く開発を終了し、実証実験を開始する予定である。



	原本性保証電子保存システムの開発 (出典：めでいあ45号 1997.10)
---	--

1. 社会的ニーズへの対応

これまで、記憶装置の研究開発・技術開発現場では、シーズから出発する研究者・技術者にとっては楽な設定目標である、より高速、より高密度(その結果として大容量)を迫りしてきた。戦略的目標作りの重要性を指摘されても、簡単に出てくる訳ではなく、高速大容量も重要なテーマであるので、そのままになってきた。

一方、社会的ニーズへの対応は、ますます重要になってきている。例えば、著作権利権者団体からの要請によって、既にT装置にはコピーガード機能を付けなければならないし、Dでもコピー防止対策が要請されている。このような要請に応えなければ、製品として日の目を見れなくなってしまう状況にある。

2. 行政における電子化の推進

内閣に高度情報通信社会推進本部が作られて、政府レベルで情報化の旗振りをするようになった。そこでは、法・制度で義務付けられている紙をベースとした社会システムを電子化して、行政や社会を改革しようとする大きな流れを作りつつある。その趣旨に基づき、書類保存義務があるものの電子化については、電子化により紙による書類に比

べ、消去・劣化の可能性がある、不可視である、改変しやすい点に対して、「システム安全対策基準」等の社会システムで補完した電子保存システムを採用するか、当面電子化を見送るかのいずれかを省庁が選択する方向で検討が進められている。しかし、紙による保存と等価な特性を有する電子保存システムが開発・実証されれば、社会システムの援用を経なくても全ての保存義務を電子化出来ることが可能となる。

さらに最近になって、国税庁の「帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会」では、帳簿書類をデジタルディスク等に電子データで保存することを、内容を改ざんされないようにしたり、簡単に閲覧できるようにする等の保存の条件のもとで、認めるべきだとする報告書を出している。具体的には、真実性の確保のために、データの訂正・加除の履歴の確保、コンピュータ処理過程の適正性の確保、データの入出力記録の保存、保存媒体の制限、「原本」等の表示について、また可視性の確保のために、ディスプレイ、プリンタ等の見読可能装置の設置等、フォーマット等の特定、データの安全性の確保について検討結果が述べられている。これを受けて、大蔵省と国税庁は平成9年度中に国会に帳簿保存に関する新法を提出し、早ければ平成11年から電子帳簿が認められるとの新聞報道がなされている。

3. 原本性保証電子保存システム

そこで当協会では、通商産業省からの出資を受

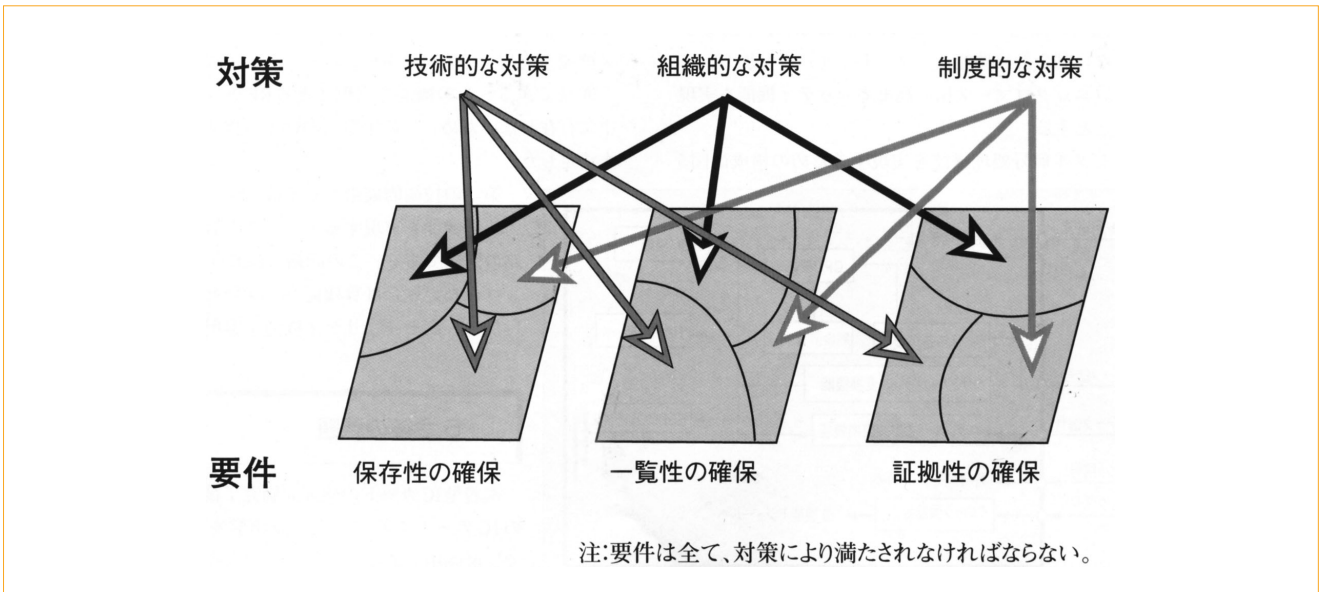


図1 原本性保証要件と脅威への対策の概念図

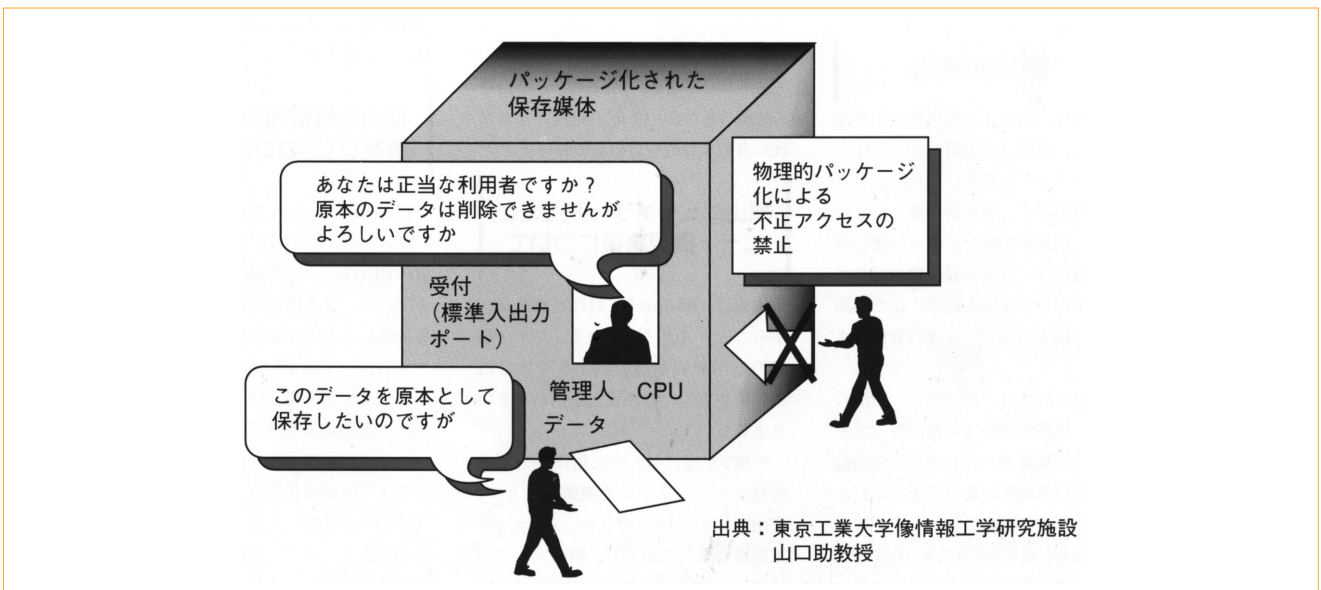


図2 パッケージ化と認証機能による原本性保証の概念

けて情報処理振興事業協会が実施する「創造的ソフトウェア育成事業」の一環として、原本性保証電子保存システム（Cカードをモデルとした原本性を保証するセキュアな電子保存システム）を開発し、技術的に紙を電子化しても問題がないことを社会的に認知してもらうべきと考え、技術開発に着手している。

開発する電子保存システムに対する考察は、以下の通りである。

保存義務を要する書類等を保存する場合には、外部からの物理的不正アクセスを防ぐこと（強固な金庫など）と、利用者による論理的不正アクセスを防ぐこと（管理者による認証など）の対策が考えられる。

電子的に保存する情報に対しても、同様のセキュリティを確保するために、物理的不正アクセスと論理的不正アクセスに対して、電子保存システムをパッケージ化する方法が考えられる。すなわち、物理的不正アクセスに対しては「メディアのパッケージ化」の対策を取り、論理的不正アクセスに対しては「Uによる管理」の対策をとることが考えられる。

原本性保証電子保存システムにおいては、さらに、保存されているファイルの原本性を保証する目的で、「ファイル種別毎のアクセス管理」や「制御プログラムのM化」など、対策をパッケージ化してセキュリティ確保を高めることが考えられる。

4. おわりに

ここで紹介した内容にとどまらず、社会的ニーズにもとづく技術開発は、従来のシーズにもとづく技術開発では見られなかった新しい発想の商品

を生み出す可能性がある。したがって、多くのメ・カの協力により、社会から技術へという枠組みの下で各種の技術開発を進めていく流れを作っていきたいと考えている。

経済産業省汎用電子申請システム（ITEM 2000）における最近の動向

（出典：研究成果レポート11号 2004.1）

1. 平成13年度までの主な経緯

財団法人ニューメディア開発協会（以下、NMDAという）では、日本電気、三菱電機、日本ユニシス等の企業（以下、NMDAを含め開発グループという）の協力のもと、平成9年から平成11年までの間、経済産業省の公募事業に応募し、行政機関の電子申請・電子調達の実現に汎用的に利用できるソフトウェア・コンポーネントの開発を行ってきました。平成12年度以降は、その結果を活かして、経済産業省の汎用電子申請システム（ITEM2000）の開発に着手しており、まず申請者から経済産業省への届出手続のオンライン化を実現することを目標とし、平成13年11月に約260の届出手続について運用を開始しています。

2. ITEM2000における平成14年度以降の主なシステム開発内容

平成14年度以降は、経済産業省のご指導のもと、申請者側の環境としてWebブラウザの利用を可能とする取り組み、電子的な手数料納付への対応、電子的な処分通知への対応、を始めとして、ITEM2000に対して多数の機能拡充を行ってきました。ここでは、これらのうち、主な点について紹介します。

（1）申請者側のソフトウェア機能の拡充

平成13年11月の運用開始以来、ITEM2000の申請者用の環境としては、高度のセキュリティと豊富な機能を備えた専用アプリケーションによる方式を提供しており、今後とも引き続き整備をしていく予定です。ただし、ITEM2000の機能拡充に当たり、申請者環境について表1のような整理をしたところ、専用アプリケーション版とは別に、初心者や申請頻度の低い申請者向けの環境が必要であるとの結論を得ました。この結論にしたがい、開発グループでは、Webブラウザを利用した申請環境

の開発を進め、平成15年12月から、利用可能となっています。（表1、図1参照）

ソフトウェア構成（実装方式）は図1のとおりであり、暗号/復号化や電子署名の処理（署名の付与や検証）を行うセキュアライブラリの部分のみ、事前インストールが必要となりますが、その他の機能については、Webブラウザの機能を使用することにより申請を行うことが可能な仕組みとなっています。

（2）電子的な手数料納付の実現

経済産業省が所管する手続には、地方公共団体や指定法人、独立行政法人等が扱うものも含めると、手数料または登録免許税の納付を必要とするものが400手続以上あります。このうち、ごく一部、特許庁関係の手続においては、印紙の予納制度が用意されており、個々の手続について見れば、電子的に手数料を納付したとみなすことが可能となっていますが、未だ大半の手続においては、収入印紙等の書面を利用して納付する必要があります。一方財務省・日本銀行は、平成12年以降、国庫金の歳入・歳出事務の電子化を進めており、既に稼働中の「マルチペイメント・ネットワーク」(MPN)や、財務省会計センターが構築中の「歳入金電子納付システム」を利用して、平成16年1月より、順次国庫金の歳入事務が電子化される予定です。

ITEM2000においても、この環境を利用して、行政手続の手数料および登録免許税を電子的に納付できる仕組みを提供すべく、開発グループにおいて準備を進めています。手数料等の電子納付の大きなシステム構成と納付の手順を図3に示します。なお、ITEM2000として手数料のある手続の運用開始は平成16年度末を予定しています。

（3）電子的な処分通知等の実現

行政手続で取り扱われる書面には、申請者から行政機関へ提出する書面のほか、許認可等の申請に対する処分結果の通知や、不利益処分などの一方的な通知など、行政機関から申請者へ向けて発行される書面（以下、これらをまとめて「処分通知」といいます。）もあります。ITEM2000における「電子申請」の完全実現へ向けては、これら処分通知の発行・送付も電子化・オンライン化する必要があります。

	初心者向け (=Webブラウザ版)	ヘビーユーザ向け (=専用アプリケーション版)
申請者のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめて、申請頻度が少ない人 ・一人で、すべての手続を処理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請頻度が多い人 ・複数人で、作業分担して処理する
利用目的や場面	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に、すぐに申請できる ・ひとつの申請書を扱うことに適する 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実した機能により作業を効率化できる ・複数の申請書を同時に扱うことができる
操作性やGUI	<ul style="list-style-type: none"> ・使い慣れたブラウザを利用する ・コンテンツのナビゲーションでわかりやすい ・インストールや環境設定の手間低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリですべて操作が完結する ・繰り返し作成する機能が充実 ・機能分割され、作業分担しやすい
システムイメージ	ブラウザベースとしたタブレット	GUIありアプリケーション

表1 ITEM2000申請者環境の比較



図1 Web電子申請システムの画面例

行政機関（経済産業省）側で電子的な処分通知のデータを作成するシステムは、総務省が開発し各府省に提供している「公文書作成システム」を使用します。「公文書作成システム」は、官職証明書を使用した電子署名の付与および電子証明書の添付に対応しています。

ITEM2000では、「公文書作成システム」で作成した処分通知を、オンラインで提出された申請データと関連づけて管理し、申請者の要求に基づき送信する機能を提供すべく、また申請者側では、オンラインで取得した処分通知の改ざん検証、官職証明書の真正性の検証の機能を提供すべく、開発グループにて準備しています。

(4) その他

以上で紹介した主な機能のほか、以下のような機能についても開発グループにて実現または準備を行っています。

・行政手続に関する情報の管理機能の実現

経済産業省が直接取り扱う行政手続は全部で約5,900ほど規定されており、このうち約7割にあたる約4,100手続は、ITEM2000で取り扱うものです。これらの手続は、社会環境の変化により、日々、法令の改正を通じて、新規追加や変更・廃止等が行われています。

ITEM2000と、約4,100手続分の電子申請様式を開発し、また申請者向けの案内情報を編集する作業の都合上、手続の全体像を把握し、またその変更状況を管理する必要に迫られ、開発グループにて手続の担当課・室向けに「手続データベース」を構築しました。「手続データベース」は、平成14年の夏以来、既に1年半近く経済産業省のイントラネット上で運用されており、経済産業省の職員であれば、誰でも手許のPCからWebブラウザでログインし、登録済みの手続の情報を参照できるとともに、自分が所属する課室が所管する手続につい

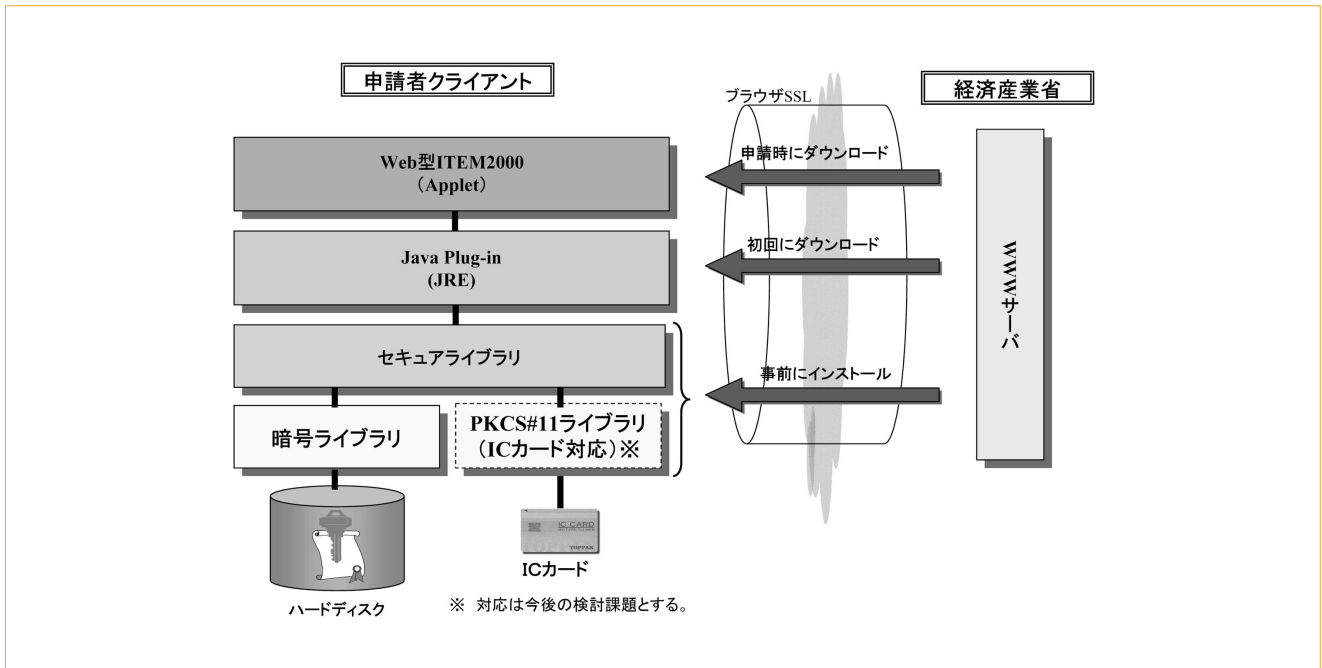


図2 Webブラウザを利用した申請環境のソフトウェア構成

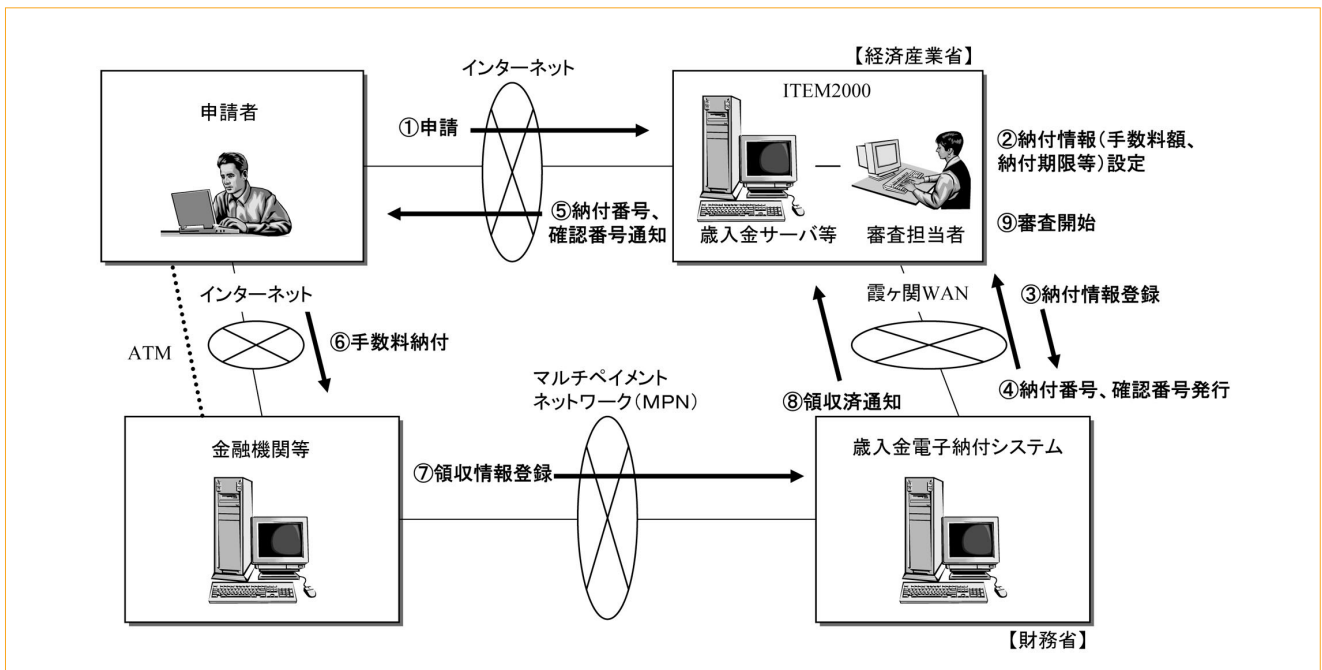


図3 Webブラウザを利用した申請環境のソフトウェア構成

て、新規登録や修正を行うことができます。

・省内個別業務システムとの連携

手続を審査・処理する業務によっては、行政職員が利用する専用の業務システムが構築・運用されているケースがあります。現状では、申請者から紙で提出された申請書面を経済産業省側でコンピュータに入力したり、場合によってはFAXで受け付けたものをOCRで取り込んだりしています。官民双方の業務の効率化の観点からも、またITEM2000を実用的なシステムとして経済産業省内

で普及していくためにも、これらの個別業務システムと連携し、電子的に受け付けた申請データを、紙を経由することなく、個別業務システムへ受け渡すことが不可欠となります。

開発グループでは、個別業務システムとの連携について専門に検討するチーム（業務WG）を組織し、個別業務システムを利用する課・室の中で、ITEM2000との連携を希望するところと調整を進めており、既に14システムについてシステム間連携の設計を終了しています。さらに、これらの作業の過程で、多数の個別業務システムとの連携に共

通する機能を見出し得たため、汎用の連携システム（IDAC）を開発し、またIDACを通じた連携を前提として、14システム中6システムについてシステム間連携の再設計まで終了しています。今後は、これらの設計結果に基づき、必要に応じて各システムとの連携機能を順次開発していく予定です。

・「電子政府の総合窓口」(e-Gov)との連携

総務省では現在、「電子政府の総合窓口」(<http://www.e-gov.go.jp/>)というポータルサイトを運用していますが、平成16年1月5日からは、現在提供している情報に加えて、各府省所管法令の申請・届出等手続のすべてについての案内情報と、電子申請が可能な場合には、その申請システムへのリンク情報が提供されるなど、大幅に改良される予定です。

経済産業省においても、所管全法令の申請・届

出等約4,000手続の案内情報、およびITEM2000等の申請システムで取り扱う手続についてリンク情報を提供する予定であり、開発グループでは、手続DBからe-Govに登録するデータを抽出して法令・手続の所管課室向けに提供し、確認・修正されたデータを最終的に整形するなどの作業を支援しています。

・指定法人向けITEM2000（コンパクト版）の準備

経済産業省では、独立行政法人、指定法人等が取り扱う行政手続のオンライン化を促進するため、平成15年度中に、制度面での障害を取り除くべく法令整備を行うほか、オンライン化に向けた実施方策の提示を行うこととされています。この実施方策提示の準備の一環として、開発グループでは、これら法人において導入・運用可能なITEM2000のコンパクト版を準備しています。

官民連携起業手続一元化事業(官民ポータル)

(出典：研究成果レポート11号 2004.1)

1. 事業全体の背景と目的

(1) 背景と本事業の目的

電子政府構築計画では「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、平成15年度までに全府省で52,000手続のオンライン化を着実に実施する計画を発表しており、各府省では、電子申請システムを整備し、サービスを開始するところです。

この電子申請システムにおいては、国民の利便性の向上、行政サービスの向上が主要な検討課題となっています。しかしながら現状では、例えば国民等の利用者（以下「利用者」）が結婚、引越など1つのイベントに関する手続を行なう場合、行政機関と民間企業の手続が複数存在します。しかも申請書の記入は特定のノウハウを必要とするものも少なくないため、一連の手続を理解するために時間や費用を要し、単に手続が電子化されるだけでは、必ずしもそのメリットが受けられません。

上記のような背景を踏まえ、経済産業省では、本事業において、会社設立に必要な公的な申請から、民間企業への申込までを集約した「会社設立ポータルサイト（以下「本サイト」）を含めた官民連携起業手続一元化サービスを提供し、同時に本格的な電子化における問題点を明らかにすることとなりました。

財団法人ニューメディア開発協会（以下「当協会」）では、経済産業省より本事業の委託を受け、事業の全体監理、研究開発および実証事業（以下「本実証事業」）を行っています。

(2) GPP（Government Private co-operation Portal）について

本事業においては、本サイトの構築及び運営において、そのよりどころとなる理念を「GPP（Government Private co-operation Portal）方式」として定義しています。

GPPとは、「官民の連携を基礎として、行政の各種電子申請業務と民間の各種申し込み業務を集約し、利用者側の視点において、一連の手続きがあたかも一つの機関で処理できるかのように見える『総合電子手続一元化窓口』としての役割を果たすインターネット・サイト」と定義し、この定義に基づくGPP実現の要件を表1で表しております。この定義と要件を考慮したうえで、「会社設立ポータルサイト」を構築し、大阪地域において実証実験を行っております。

(3) 実証事業のVisionとMission

事業全体の目的と、GPPの9つの要件を考慮しながら実証事業を進めるにあたって、中長期的な観点からみた理念と、目標を達成するための方法と手段を分類（表2参照）しました。

まずは実証事業を進めるにあたり、VisionとMissionを検討し、次のとおり設定しました。

本事業のVisionは、本サイトを通して、「日本経

- 要件1: 官民の電子手続業務が連携していること。
- 要件2: 複数の行政(府省、地方公共団体等)への申請窓口を集約していること。
- 要件3: 各省から発出される電子公文書等を取り扱えること。
- 要件4: 行政の電子申請部分に関しては、行政の電子申請システムへのリンクのみならず、実際に府省、地方公共団体と調整の上で、全部又は一部の電子申請が実施できること。
- 要件5: 民との連携においては、公平性を保てる仕組みを有すること。
- 要件6: 官民の連携において、安全性確保及びトラブル時の責任分担の仕組みが明確であること。
- 要件7: 官民連携ポータルサイトの継続的な運用について事業性を有すること。
- 要件8: ポータル利用により利用者並びに関係の官公署及び民間に有益性をもたらすこと。
- 要件9: 単に手続を行うだけでなく、書式や記入例、サンプルデータ、関連情報等の提供、ヘルプデスク機能等、利用者を支援する機能を有すること。

表1 「会社設立ポータルサイトが持つべき要件」

済の将来を担う新規企業の創業を支援し、その企業が産業の発展に寄与する仕組みを構築」することとしました。

ポータルサイトが担う役割として、単に手続の集約をするだけでなく、起業家が本サイトを通して設立した企業が社会に参加し、貢献できるサービスやきっかけを提供することを中長期的な目標としています。

Visionを受け、本実証事業におけるMissionを以下の2つに設定しました。

Mission1 : 「官民連携会社設立ポータルサイトの継続的な運営を実施(プロモーション、アクセス数実現の方法、ビジネスモデルの検討なども含む)」

Mission2 : 「会社設立に関わる全ての手続き、サービスをサポート」

GPPの要件に示されているように、本事業では会社設立に関する手続を集約、一元化するだけでなく、手続に関するすべてをサポートすることも目標として掲げました。

2. 提供サービスについて

本サイトの第1次公開及び第2次公開にあたっては、以下のようなサービスの提供を予定しており

- Vision(中長期的な視点で見た、プロジェクトが果たす基本的な理念)
- Mission(Visionを達成するために実現すべき成果)
- Target(プロジェクトの対象)
- Result(Missionがどの程度達成されたかを示す定性的、定量的な指標)
- Procedure(Missionを達成させるための作業)
- Method(作業を実施するための方法)

表2 目標を達成するための方法と手段

ます。(なお、サービス内容は変更される可能性があります。)

(1) サービスプラットフォーム

本サイトに会員登録をすることで、会員毎に会社設立に関する官・民の最新情報の提供や、入力した登録情報を後述の「記入のお手伝い」に活用できます。

(2) 「ネットde手続」(オンライン手続機能)

「最低資本金規制の特例」における申請について、経済産業省の電子申請システム「ITEM 2000」と結合することにより、電子申請が行なえるようになります。(別途電子証明書を取得する必要があります。)

(3) 「手続ナビゲーター」「書式ダウンロード」

「HOW TO 会社設立」

「手続ナビゲーター」はナビゲーションに従って質問に答えると、会社設立の際に利用者が必要としている手続と、手続の流れを表示します。またナビゲーション結果から「書式ダウンロード」サービスで会社設立(株式会社、有限会社)に必要なとなる24書式がダウンロードできます。サンプルも提供することによって、申請項目記入のサポートをします。

(4) 「記入のお手伝い」機能(書類作成支援機能)

定款作成及び議事録作成は、必要項目の記載にテクニックを要しますが、この機能により、各書類記入の支援をします。また、会員登録時に登録した会社に関する内容をあらかじめ記入された状態のファイル(Word、リッチテキスト形式)がダウンロードできます。

(5) 「施策info.」(起業支援施策情報提供)

全国、および大阪地域を対象とした会社設立時に受けられる助成金、支援施策などに関する情報を提供いたします。



図1 創業ナビ@大阪

(6)「お役立ちリンク」(官民の起業関連リンク集)

会社設立手続に関する各省庁や、OA機器、什器取扱企業などの民間企業とのリンクを張ることにより、オフィス開設に関する情報を会社設立ポータルだけで収集することが出来ます。

(7)「会社をつくるコミュニティ」(掲示板機能)

掲示板に様々なテーマを用意し、会社設立に関する意見交換を通してコミュニティを形成する機能を提供します。

3. 本サイトの公開について

本サイトは、「創業ナビ」(<http://www.sogyo-navi.jp>)という名称に決まり、実証地域の大阪地域では、地域特有の情報を追加した「創業ナビ@おおさか」(<http://www.sogyo-navi.jp/osaka>)を平成15年11月17日(月)より公開しております。

GPP方式による手続き一元化への取り組みについて

(出典：研究成果レポート12号 2004.7)

1. 事業の背景と目的

これまで各府省では、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づく行政手続のオンライン化を推進し、平成15年度末(2004年3月)までにほぼその環境整備が行われました。

しかしながら、「電子政府構築計画」(2003年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

では、「これらの取組は、各府省間の連携が必ずしも十分でなかったこともあり、国民等利用者からみて利便性の面で改善の余地がある。」とされ、さらに「利用者の視点を徹底し、従来の各府省ごとの行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という『量』の追求から、行政情報の入手やオンラインによる手続を、便利で分かりやすいものとするという『質』の向上への転換を図ることが必要である。」と、今後は国民の利便性と行政サービスの向上を追求することが重要となっています。

利用者の視点に立つとき、インターネット上の一つの窓口から一回の操作で各種のサービスを受けられる、いわゆるワンストップサービスの実現

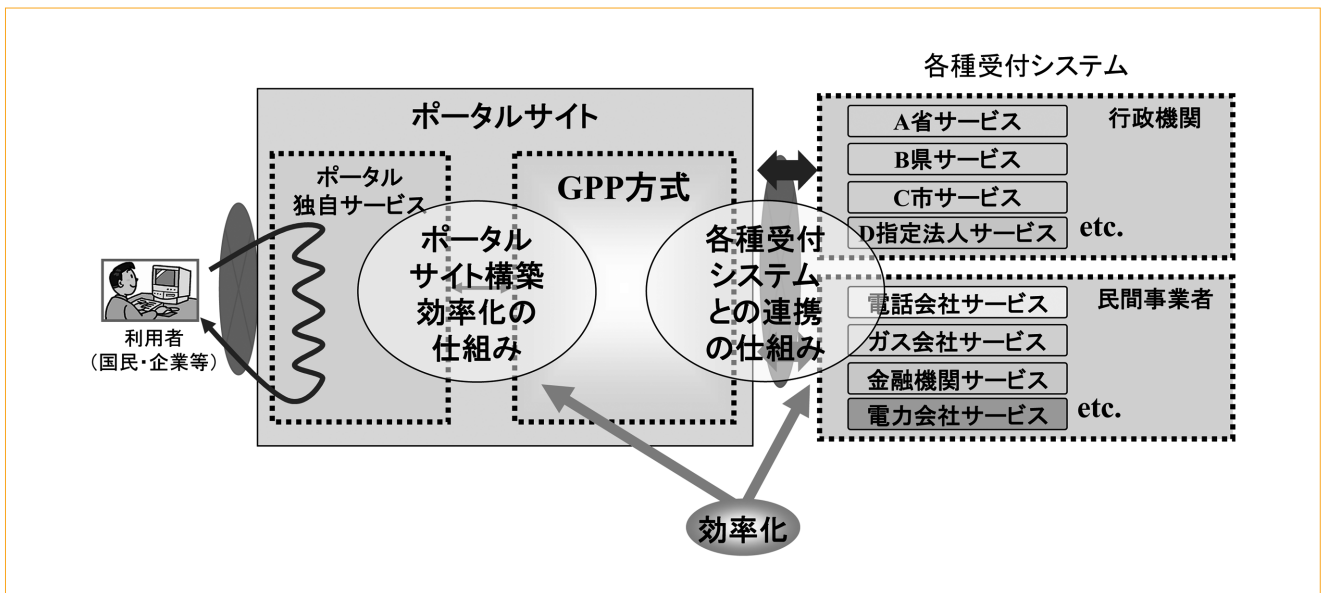


図1 GPP方式が提供する仕組みと目的

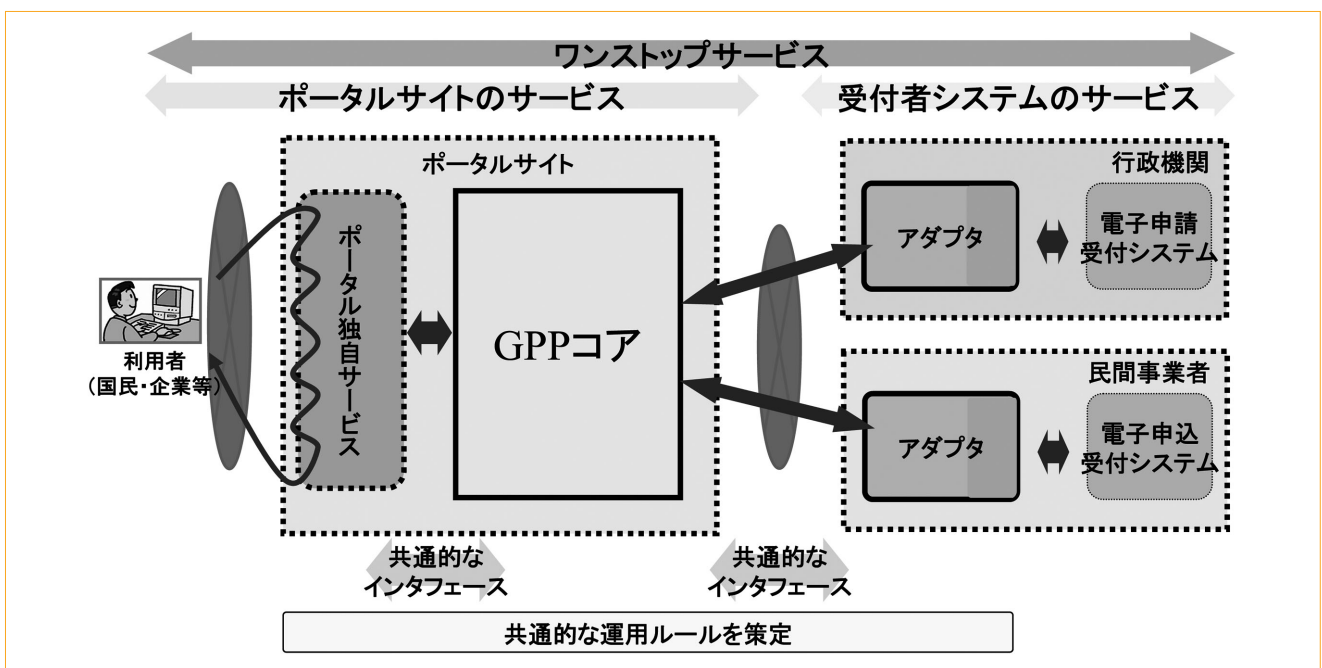


図2 GPP共通インターフェース方式の構成

は解決策の一つと考えられます。

財団法人ニューメディア開発協会では、経済産業省より委託を受けた「平成14年度官民連携起業手続一元化事業」において、会社設立を目的としたワンストップポータルサイト「創業ナビ」によるワンストップサービスの有用性の検証を行いました。

この事業では、あわせて行政機関の電子申請受付システム及び民間の電子申込受付システム（以上を総称して「各種受付システム」と呼びます。）を集約し、利用者の特定の目的に沿ったワンストップポータルサービスを実現するための共通技術仕様の策定が行われました。この共通技術仕様を官民連携ポータル（Government Private co-operation Portal、以下「GPP」）方式と呼びます。

本章では、GPP方式による手続一元化の実現に向けた取組みについて説明します。

2. GPP方式について

(1) GPP方式とは

GPP方式は、行政機関と民間事業者の連携を基礎として、行政の各種電子申請受付業務と民間の各種申込受付業務とを集約し、ワンストップサー

ビスとして提供するポータルサイトを実現するための共通技術仕様の総称です。GPP方式は2つの仕組みを提供します。1つはポータルサイトと各種受付システムとの連携の仕組みであり、もう1つはポータルサイト構築効率化の仕組みです（図1）。

(2) GPP共通インタフェース方式の構成

GPP共通インタフェース方式を利用したワンストップサービスは、「ポータル独自サービス」、「GPPコア」、「アダプタ」、「各種受付システム」及び「共通的な運用ルール」によって構成されます（図2）。

このうち、ポータル独自サービスとGPPコアをあわせて「ポータルサイト」と呼び、アダプタと各種受付システムをあわせて「受付者システム」と呼びます。

GPP共通インタフェース方式では、ポータル独自サービスと各種受付システムとの間に、連携に必要な共通的なサービスとしてGPPコアを設定することにより、以下を実現しています。

- ・各種受付システム側のシステム変更の影響を利用者に及ぼさない。
- ・ワンストップサービス構築の効率化を図る。

「業務・システム最適化計画」策定研修の実施

（出典：当協会研修用資料から 2004.5）

1. 目的

予算効率の高い簡素な政府の実現に向けITによる業務改革を推進するため本年2月のCIO連絡会議で府省横断的に取り組む、あるいは各府省において個別に取り組む最適化計画の策定対象となる72分野の業務・システムが選定されました。

このように、政府が推進する電子政府構築計画の実現に向け、EAを基礎とした「業務・システム最適化計画」が今年度より本格的に展開されますが、今後各府省が行うIT資源調達には「業務・システム最適化計画」に基づき行われることになると考えられます。

従ってこれに係る知識およびスキルを持った人材が受注企業側に存在することが強く求められています。

当協会では、政府の「業務・システム最適化計画策定指針」（ガイドライン）に基づき、機能分析、情報分析、環境分析についての知識・技術を体系的に習得することを目的に実施しています。

2. 策定研修の内容

(1) 業務・システム最適化計画について

- ・電子政府構築計画と業務・システム最適化計画の概要
- ・業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）について

現在、中央府省で進めている電子政府構築計画の目的とねらい、推進体制、スケジュールを説明する。また、「ガイドライン」について、その位置づけと役割、内容等を解説する。なお、本研修の内容は基本的にガイドラインに沿っている。

【ガイドラインの入手】

<http://www.e-gov.go.jp/doc/guideline.html>

(2) 政策・業務体系（機能分析）

- ・機能構成図（DMM）

機能分析では機能構成図を使って、対象となる業務・システムの範囲を見極め、その目的を達成するファンクションをトップダウンで分析する。ケース題材として「物品調達業務」を取り上げ、参画型研修を行う。

- ・機能情報関連図（DFD）

対象となる業務・システムについて、データの流りに注目して、そのプロセスを機能情報関連図（DFD）で表現する。研修では、「物品調達業務」の現状の業務流れ図と、機能構成図から機能情報関連図を作成する。

- ・業務処理の組み替え

本来の業務目的に照らして、物理的・地理的な条件や組織上の制約を取り除き、現状業務に即した機能情報関連図のデータの流りを組み替える。これにより、部門間や省庁間の業務・システムの流れの差異を吸収し、共通化、最適化を図る。

(3) 政策・業務体系（情報分析）

- ・業務流れ図（WFA）

将来の機能情報関連図等から、マン・マシンのインターフェースを明確にしなが、組織、担当者、情報システムの関連が分かる業務フロー（業務流れ図）を作成する。また組み込むべきコントロールと業務見直しの方針を明らかにする。

- ・情報抽象化表（DAM）

現状の業務で使われている帳票等の項目を分析し、スタンディング情報とイベント情報を抽出する。これにより、機能情報関連図（DFD）上でのデータの内容を明らかにする。

- ・情報体系整理図（UMLクラス図）

情報抽象化表で分析した属性、エンティティの相互の関連性や汎化・抽象化関係を情報体系整理図（UMLクラス図）で表現する。これにより、対象となる業務・システムにおけるデータ体系の構造を明らかにする。

(4) データ体系、適用処理体系、技術体系

- ・実体関連図（ERD）

情報体系整理図（UMLクラス図）のエンティティ（クラス）を属性レベルに展開し、キー項目や参照関係を明らかにし、物理実装モデルを検討する。研修では、官房基幹業務の共通データ項目を参照して、最適化の指針を明らかにする。

- ・情報資産評価表（IEM）

政策・業務体系およびデータ体系で分析・設計した業務目標に照らして、各システム、サブシステム間、またネットワーク上のノード間のメッセージやデータに対して講じるべき個人情報保護やセキュリティ対策の要件を明らかにする。研修では、情報セキュリティガイドラインを参照して、情報資産評価表を作成する。

(5) 環境分析

- ・業務環境分析（SWOT分析）

対象となる業務・システムの内部資源について、その強み（S）と弱み（W）を洗い出し、さらに外部環境について、想定される機会（O）と脅威（T）を抽出する。さらに強みと弱み、機会と脅威の因果関係や背反関係を分析して、その構造を明らかにする。

- ・主要課題抽出

業務環境分析で明らかにした、強みと弱み、機会と脅威の相互関係を踏まえて、業務・システムの目的達成のために課題を抽出し、取り組むべき優先順位を設定する。

- ・見直し方針

3. 開催状況

平成16年5月から11月にかけて6回実施（各回とも4日間）中である。

